

農作物の放射性セシウム濃度低減対策（H23.11.30現在）

3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県の農地にも放射性物質の降下が認められました。

県内の農地土壌の放射性セシウム濃度は、国が水稻の作付けを制限している土壌中放射性セシウム濃度5,000Bq/kgを大きく下回っており（7月調査において624Bq/kgが最大値）、現在、安全な農産物が生産・流通・販売されています。

今後、さらに消費者の安心を確保するため、以下の管理作業により、一層信頼される農産物の生産に努めましょう。

なお、この技術対策についてのご相談・お問い合わせは、添付の地域農業改良普及センターなど相談窓口にお願いします。

I たい肥など土壌改良資材・培土の取扱い《共通技術》

- 1 放射性セシウムの国暫定許容値(400Bq/kg)以下のものを農地土壌に施用する。
- 2 購入・譲渡の際には、販売業者・譲渡者に放射性セシウムの国暫定許容値(400Bq/kg)以下であることを確認する。
- 3 自ら生産したたい肥などを施用する時には、放射性セシウムの国暫定許容値(400Bq/kg)以下であることを確認する。

Ⅱ 作目別対策

1 水 稲

(1) カリ肥料を基肥，穂肥ともに基準量施用する。

- ・カリ肥料は農作物への放射性セシウムの吸収抑制に効果的と考えられる。
- ・土壌診断を実施し，カリ含量が土壌改善基準値以下の時は，処方せんに従って基準域まで施用する。

(2) たい肥は，暫定許容値(400Bq/kg)以下のものを適量施用する。

- ・完熟した牛ふんたい肥(炭素率20程度のもの)を，乾田では1トン/10a，湿田では500kg/10a程度施用する。

(3) その他

- ・育苗に使用する培土は，放射性物質に関する安全性が確認されているものを使用する。

作業		月											
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
①施肥等	基肥・穂肥					←→		←→					
	ケイ酸カリ			←→									
②たい肥施用		←→											

2 露地野菜（キャベツ・ハクサイ・ダイコン等）

- (1) プラウによる反転耕(深さ30cmとする)または深耕ロータリーで深耕する。
- ・反転耕は表層に集積している放射性セシウムを下層に埋設できる。
 - ・深耕は表層に集積している放射性セシウムを土壌混和で希釈できる。
 - ・反転耕・深耕は、やせた下層土を作土に混和するので、暫定許容値(400Bq/kg)以下のたい肥等の施用で地力を向上する必要がある。
- (2) カリ肥料を基準量施用する。
- ・カリ肥料は農作物への放射性セシウムの吸収抑制に効果的と考えられる。
 - ・土壌診断を実施し、カリ含量が土壌改善基準値以下の時は、処方せんに従って基準域まで施用する。
- (3) 石灰資材で適正 pH に矯正する。
- ・土壌 pH が低いと、農作物に放射性セシウムが吸収されやすくなる。
 - ・土壌診断を実施し、pH が低い時には石灰資材で適正域に矯正する。
- (4) たい肥は、暫定許容値(400Bq/kg)以下のものを適量施用する。
- ・過剰施用は土壌の塩基バランスを崩し、生育障害の原因となる。
- (5) その他
- ・収穫物には、ほ場の土が混入しないように注意する。
土壌に含まれる放射性セシウムとの接触を極力避ける。

作業 \ 月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
①プラウ耕等	←春どり→							←秋どり→				←春どり→
②施肥	←春どり→								←秋どり→			
③石灰資材の施用	←春どり→							←秋どり→				←春どり→
④たい肥施用	←春どり→							←秋どり→				←春どり→
⑤収穫	←秋どり→				←春どり→							←秋どり→

3 果樹（ナシ, クリ, ブドウ, カキ, リンゴ, ブルーベリーなど落葉果樹）

- (1) 整枝せん定は、適正に実施する。
- ・ 整枝せん定により、樹体の放射性セシウムを除去する。
- (2) 粗皮形成樹種(ナシ, ブドウ, カキ, リンゴ)は、粗皮剥ぎ・粗皮削りを行う。
- ・ 樹皮に付着している放射性セシウムを除去するため、主幹部と主枝の上部及び側部を中心に可能な範囲で行う。
- (3) カリ肥料を基準量施用する。
- ・ カリ肥料は農作物への放射性セシウムの吸収抑制に効果的と考えられる。
 - ・ 土壌診断を実施し、カリ含量が土壌改善基準値以下の時は、処方せんに従って基準域まで施用する。
- (4) 石灰資材で適正 pH に矯正する。
- ・ 土壌 pH が低いと、農作物に放射性セシウムが吸収されやすくなる。
 - ・ 土壌診断を実施し、pH が低い時には石灰資材で適正域に矯正する。
- (5) たい肥は、暫定許容値(400Bq/kg)以下のものを適量施用する。
- ・ 過剰施用は土壌の塩基バランスを崩し、生育障害の原因となる。

月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
①整枝せん定	←	→										
②粗皮剥ぎ・粗皮削り	←	→										
③施肥	←	→										
④石灰資材の施用	←	→										
⑤たい肥施用	←	→										←

4 茶

- (1) 秋整枝を軽めに行い，春整枝は強めに行う。
 - ・ 整枝により，樹体の放射性セシウムを除去する。
- (2) 基準量の施肥を行い，茶の芽数を増やす。
 - ・ 芽数を増やすことにより，放射性セシウム濃度を薄くする。
- (3) カリ肥料を基準量施用する。
 - ・ カリ肥料は農作物への放射性セシウムの吸収抑制に効果的と考えられる。
 - ・ 土壌診断を実施し，カリ含量が土壌改善基準値以下の時は，処方せんに従って基準域まで施用する。
- (4) 石灰資材で適正 pH に矯正する。
 - ・ 土壌 pH が低いと，農作物に放射性セシウムが吸収されやすくなる。
 - ・ 土壌診断を実施し，pH が低い時には石灰資材で適正域に矯正する。
- (5) たい肥は，暫定許容値(400Bq/kg)以下のものを適量施用する。
 - ・ 過剰施用は土壌の塩基バランスを崩し，生育障害の原因となる。

月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
①整枝				春整枝			1番茶後整枝	2番茶後整枝			秋整枝	
②施肥				春肥	芽出し肥		夏肥		秋肥			
③石灰資材の施用								↔				
④たい肥施用	←		→					↔				

5 飼料作物（牧草，飼料用トウモロコシ等），牧草地

- (1) プラウによる反転耕を行う（深さは30cmとする）。
 - ・表層に集積している放射性セシウムを下層に埋設できる。
 - ・反転耕により，やせた下層土が作土になるので，暫定許容値(400Bq/kg)以下のたい肥等の施用で地力を向上する必要がある。
- (2) カリ肥料を基準量施用する。
 - ・カリ肥料は農作物への放射性セシウムの吸収抑制に効果的と考えられる。
 - ・土壌診断を実施し，カリ含量が土壌改善基準値以下の時は，処方せんに従って基準域まで施用する。
- (3) 石灰資材で適正 pH に矯正する。
 - ・土壌 pH が低いと，農作物に放射性セシウムが吸収されやすくなる。
 - ・土壌診断を実施し，pH が低い時には石灰資材で適正域に矯正する。
- (4) たい肥は，暫定許容値(400Bq/kg)以下のものを適量施用する。
 - ・畜産農家が自給飼料生産のための自ら生産したたい肥を施用する場合であっても，暫定許容値(400Bq/kg)以下のたい肥の生産・施用に努める。
 - ・過剰施用は土壌の塩基バランスを崩し，生育障害の原因となる。
- (5) その他
 - ・収穫調製時に，ほ場の土が可能な限り混入しないように注意する。
土壌に含まれる放射性セシウムとの接触を極力避ける。

月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
①プラウ耕			飼料用トウモロコシ・ソルガム等							牧草		
②施肥			飼料用トウモロコシ・ソルガム等							牧草		
③石灰資材の施用			飼料用トウモロコシ・ソルガム等							牧草		
④たい肥施用			飼料用トウモロコシ・ソルガム等							牧草		
⑤収穫						牧草			飼料用トウモロコシ・ソルガム等			

〔相談窓口〕

県北農林事務所

経営・普及部門（常陸太田地域農業改良普及センター） TEL 0294-80-3340

常陸大宮地域農業改良普及センター TEL 0295-53-0116

県央農林事務所

経営・普及部門（水戸地域農業改良普及センター） TEL 029-227-1521

笠間地域農業改良普及センター TEL 0296-72-0701

鹿行農林事務所

経営・普及部門（鉾田地域農業改良普及センター） TEL 0291-33-6192

行方地域農業改良普及センター TEL 0299-72-0256

県南農林事務所

経営・普及部門（土浦地域農業改良普及センター） TEL 029-822-7242

稲敷地域農業改良普及センター TEL 029-892-2934

つくば地域農業改良普及センター TEL 029-836-1109

県西農林事務所

経営・普及部門（筑西地域農業改良普及センター） TEL 0296-24-9206

結城地域農業改良普及センター TEL 0296-48-0184

坂東地域農業改良普及センター TEL 0297-34-2134

農業総合センター 専門技術指導員室 TEL 0299-45-8322

農業経営課 技術普及室 TEL 029-301-3844

（備考）

○平成24年3月14日一部修正

修正内容：ゼオライト施用に係る記述を削除

修正理由：国が試験効果を確認している段階であったため、括弧書で記載したゼオライトの施用について、独法の試験研究機関が、玄米での放射性セシウム濃度や移行係数に低下傾向が認められる事例があったものの、統計的な有意差が得られなかったことを公表したことを受け、当該記述内容を削除。